



平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 田中商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 鳥谷部 毅
(コード番号 7619 東証一部)
問合せ先 取締役管理本部長 春日 国敏
(TEL 03-3765-5211)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の当社第55回定時株主総会に、監査等委員会設置会社への移行に伴う「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。
つきましては、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、経営の公正性・効率性の向上を図ることで、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 業務執行を行わない取締役がその期待される役割を十分に発揮できるように、また、取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、会社法第427条第1項の責任限定契約に関する規定に基づき、当該規定を新設するものです。なお、この定款変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 資本政策及び配当政策を機動的に行うことができるよう、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨を定款第42条として新設し、同条の一部と内容が重複する現行定款第6条(自己株式の取得)を削除するものであります。加えて、基準日等に関する規定を整備するものであります。
- (4) その他、条文の新設や削除に伴い必要となる条数の変更その他所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 29 日（予定）

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 29 日（予定）

4. その他

監査等委員会設置会社への移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行後の役員人事に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

別紙

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、田中商事株式会社と称し、英文では T A N A K A C O . , L T D . と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、下記の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電気材料および電気器具の卸売 2. 建築工事の施工ならびに請負 3. 前号以外の設備器具の販売および設置工事の請負 4. 不動産の賃貸借 5. 発電および売電に関する事業 6. 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都品川区に置く。</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告により行う。</p> <p>2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、35,328,000株とする。</p> <p><u>(自己株式の取得)</u></p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行	変更案
<p data-bbox="225 143 796 271"><u>第6条</u> 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p data-bbox="268 338 424 367">(単元株式数)</p> <p data-bbox="225 387 796 465"><u>第7条</u> 当社の単元の株式数は、100株とする。</p> <p data-bbox="255 533 624 562">(単元未満株式についての権利)</p> <p data-bbox="225 582 796 710"><u>第8条</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p data-bbox="225 730 796 954">(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p data-bbox="268 1021 448 1050">(株式取扱規則)</p> <p data-bbox="225 1070 796 1341"><u>第9条</u> 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="268 1408 475 1438">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="225 1458 796 1632"><u>第10条</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</p> <p data-bbox="268 1798 371 1827">(基準日)</p> <p data-bbox="225 1848 796 1975"><u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権</p>	<p data-bbox="1059 91 1150 120">変更案</p> <p data-bbox="863 338 1019 367">(単元株式数)</p> <p data-bbox="820 387 1098 416"><u>第6条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="863 533 1232 562">(単元未満株式についての権利)</p> <p data-bbox="820 582 1098 611"><u>第7条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="863 1021 1043 1050">(株式取扱規則)</p> <p data-bbox="820 1070 1098 1099"><u>第8条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="863 1408 1070 1438">(株主名簿管理人)</p> <p data-bbox="820 1458 1098 1487"><u>第9条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="863 1798 967 1827">(基準日)</p> <p data-bbox="820 1848 1098 1877"><u>第10条</u> (現行どおり)</p>

現行	変更案
<p>利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	
<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(招 集)</p> <p>第12条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合にこれを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(招 集)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(招集権者および議長)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(決議の方法)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p>

現行	変更案
<p>2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 当会社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 当会社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の解任)</p> <p>第20条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第18条 当会社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の解任)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p>

現行	変更案
<p>株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 増員により、または任期満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p>

現行	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第26条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に定める事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議により定める。</p>
<p>(相談役および顧問)</p>	<p>(相談役および顧問)</p>

現行	変更案
<p>第29条 取締役会の決議により相談役および顧問を若干名定めることができる。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u></p> <p>第31条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第33条 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行	変更案
<p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第35条 監査役会は、監査役の中からその決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集手続)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議)</u></p> <p><u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p> <p><u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p><u>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める</u></p>	(削除)

現行	変更案
要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。	
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の設置)</u></p> <p><u>第31条</u> 当社は監査等委員会を置く。</p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集手続)</u></p> <p><u>第33条</u> 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p><u>第34条</u> 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第35条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。</p>
<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の設置) 第<u>41</u>条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>(会計監査人の選任) 第<u>42</u>条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(会計監査人の任期)</p>	<p>第 6 章 会 計 監 査 人</p> <p>(会計監査人の設置) 第<u>36</u>条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の選任) 第<u>37</u>条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の任期)</p>

現行	変更案
<p>第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第45条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(期末配当)</p> <p>第47条 当社は定時株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当を支払う。</p> <p>(新設)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第42条 当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p>

現行	変更案
<p>(新設)</p> <p><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第48条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から、満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 未払の配当金については、利息を付けないものとする。</p>	<p>3. <u>前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第44条 (現行どおり)</p>
<p>附 則</p> <p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(監査役の実任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により取締役会の決議によって、第55回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>

以上